

特定開発事業の素案に係る公聴会 会議概要

1 公聴会名	特定開発事業の素案に係る公聴会（三郷地域特定開発 第3-4号）
2 日 時	令和4年4月23日（土） 14時05分から17時30分まで
3 会 場	本庁舎4階 大会議室
4 出席者	公述人9名（うち1名は文書による意見表明のため不参加） 開発事業者2名、傍聴者22名
5 市側出席者	横山課長、山田課長補佐、黒岩主査、城田主事、高木再任用職員 （都市計画課）、高山課長補佐、森主査（建築住宅課）
6 公開・非公開の別	公開
7 会議録作成年月日	令和4年5月9日

会 議 事 項 等

【1 開 会】

【2 あいさつ】

【3 注意事項等説明】

【4 公述】

（公述人1番）

私は、太陽光発電施設が計画されている斜面地で何らかの災害が発生した時、その下にある洞合公園へのアクセス道路等に影響が及ぶだろうという視点から意見を述べます。

配布した資料の「資料1」をご覧ください。計画地は黒沢川左岸の斜面で、斜面の上流側、下流側は、土砂災害防止法のレッドゾーン（特別警戒区域）及びイエローゾーン（警戒区域）に指定されており、東端は砂防指定地と接しています。地形を見ると、斜面の縁が波のような形をしていることが見て取れますが、これは、土地の崩壊が続いて今の地形ができたことを物語っています。

計画地斜面は限りなく30度に近い傾斜があるものの、いずれの防災区域も指定されていません。しかし、急傾斜の防災区域区分は、単に斜面の傾斜とその下に何があるかによって区別されるだけであって、機械的に判別・設定した傾斜30度の防災区分によって、災害リスクの有無を区別できるものではないと考えます。

次に「資料2」をご覧ください。埼玉県急傾斜地の崩壊に関する資料を示しました。これによると、確かに急傾斜地としている30度以上の斜面で、降雨による崖崩れが起きやすいことが分かります。しかし30度未満の傾斜地でも累積2.8%の崖崩れが発生しています。30度から34度の傾斜で累積13.1%であることを考えると、2.8%という数値は決して小さくないものと考えます。

また、がけ崩れ災害の発生した土地の斜面の高さの頻度分布をみると、20m未満の高さの土地では累計55.1%斜面崩壊が発生しています。これらの事実を考えると、斜面勾配が限りなく30度に近く、高さが20m近い今回の計画地について、降雨により崩壊する可能性は十分にあると考えます。

地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン2019年版（NEDO他）によれば、太陽光発電施設の設置に際しての事前調査に際しては、「太陽光発電システムを設置する敷地の地盤について、地質図や古地図をもとにその土地が構成された経過を辿っておく」とされていますが、御社がそのような事前調査を行ったのかどうか、明らかではありません。

今回、1948年に撮影された空中写真で、活断層等がある明瞭な線状構造が計画地のすぐ南にありました。資料は御社に提出済ですが、施設がこの計画地の雨水浸透に耐えられるか、具体的な数値は明らか

にされていません。近年日本では、気候変動による大雨、集中豪雨が多発していますので、集中豪雨に対して万全な対策をしておく必要があります。この点を考慮すると、当初の排水計画で用いられた「降雨強度33.7mm/h」は見直すべきだと指摘をさせていただきましたが、これに対する御社の見解は「役所との協議の上、再度役所からの指示の数値において計算する予定です」としたのみで、市民からの指摘に真摯に対応する意識、土砂災害に対する意識が薄いように感じました。

最後に、地質と雨水の透水性について問題点を述べます。資料3をご覧ください。黒沢川の周辺では相当の厚さのシルト層が分布していることがわかりますが、下流側に緩い傾斜で蓄積していくことから、この地層は広範囲に渡って分布していると推定できます。シルト層は浸透性が悪く、地下水に対しては、不透水層の役割をしますが、この層が数百メートル四方に広がっているとすれば、計画地斜面の付近にもシルト層が分布することになります。資料の断面図に示した青線及び青点線が分布の推定図です。計画によれば、パネルの総面積は約3300㎡ですが、斜面に設置されたパネルに降り注ぐ雨は、何らかの対策をしないと土砂の流出を引き起こし、さらに斜面崩壊を起こす原因となります。樹木を失った斜面では、パネルの下側の狭い範囲に雨水が集中することとなります。計画では斜面末端に浸透トレンチを設置して雨水を地下浸透するとしていますが、トレンチで浸透しきれない雨水は地表流となって流れ出すため、地形的に低いところが被害を受ける可能性があります。

また、先ほども述べたとおり、シルト層は透水性が悪いため、雨水の浸透がシルト層で止まり、地下水域の上昇を招き、結果、地下水が斜面から染み出すことも想定されます。先程挙げたNEDOのガイドラインでは、浸透柵や浸透側溝等による雨水の地下浸透について「地下水位の上昇により法面の安定性低下など、逆効果となる場合もあり得ること、浸透施設は土砂の目詰まりなどによって機能低下を生じることがあり、適正な維持管理を行う必要があるなど、計画に当っては十分留意すること。」とされています。

資料4に計画斜面南側の状況写真があります。上段の写真は斜面の後方から移動してきた砂礫が、再堆積した様子を写したものです。下の写真は昨年5月21日に撮影したもので、道路に水が集まっている様子を撮影したものです、雨水は手前から向こう側に向かって流れています。斜面からの水の染み出しが、雨が降った後、意外に早いと思いました。

このように色々なことを検討してみると、この斜面に太陽光発電施設が設置された場合、何十年という期間の間に、伐採された樹木の根が腐り、地盤の保持力が低下し、やがて斜面が崩れ、近くの道路や土地に被害が及ぶ可能性は十分にあると考えます。したがってこの斜面に太陽光発電施設を設置することは適切ではないと考えます。以上です。

(公述人2番)

私は、今回の事業予定地に隣接する黒沢洞合自然公園（以下、「洞合公園」）の利活用の観点から意見を公述します。

まず一点目、この洞合公園には、四季折々の自然を楽しむために、安曇野市民が訪れ、また、当地で行われている野外活動では安曇野市の子供たちに加え、市外、県外からの参加者もいるなど、洞合公園の里山を楽しむために沢山の人が訪れています。この公園を訪れる際には、業者が太陽光パネル建設を計画する急傾斜地に沿う市道を通ることになりますが、事業地は県の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に挟まれています。事業地自体は特別警戒区域、警戒区域には指定されていませんが、河岸段丘の連続する斜面として一体的に捉えることが自然であるため、大雨などを契機とした土砂崩れの発生の危険性があります。

以上のことから、公園を利用する際に通る市道に、開発によって土砂流出や土砂崩れが絶対に起こらないということについての説明と根拠を求めます。御社の見解書では、「絶対に起こらないとは明言出

来かねます。ゆえに土留め対策をし、リスクを軽減する」といった見解が示されていましたが、万一、災害や事故が発生した際、御社には十分な責任能力が事業者にはあるのでしょうか。

二点目、市の計画する洞合公園の利活用との関連です。事業予定地から市道を挟んだ南側、現在の洞合公園敷地の東側は、安曇野市土地開発公社が所有する土地であり、安曇野市が洞合公園の拡充・拡張を行う用地として既に債務負担行為を設定し、予算を確保しています。2021年3月議会定例会の一般質問に対する答弁でも、宮澤前市長は「大切な公園なので市民の皆さんの財産のみならず、これを全国に発信できるような自然公園になればいい」と答弁しています。その3か月後の2021年6月議会定例会、福祉教育委員会では、当時の平林教育部長が、「公園の拡充・拡張についての具体的な検討をしていくべきだ」という趣旨の発言をしており、今年3月には、洞合公園の拡充と、具体的な活用を検討していく委員会がスタートしています。

このように、洞合公園を拡充・拡張し、更に利活用していくことが市の方針として決まっています。事業者は設定場所について、洞合公園に配慮し、当初予定していた場所から東側に移したという趣旨の発言をされていますが、変更後の計画地、すなわち現在の計画地は、拡張される洞合公園の真向かいに位置しています。今回開発は、自然公園の隣地である山林を開発し、太陽光パネルを設置するものですが、これは、洞合公園を拡充・拡張し、更に利活用していくという市の方針に逆行するものであると考えます。なぜなら洞合公園の魅力は、その敷地のみでなく、周囲の黒沢川や林地と一体となって形成されているからです。このことは現地を訪れてみれば誰もが感じるころでしょう。このように、洞合公園の利活用に関する市の方針と業者の開発計画は相反し、全くの齟齬をきたすと考えます。この点、意見書を通じて御社の見解を求めたところ、「安曇野市の考えになると思う」との見解でしたが、市の考え云々ではなく、御社の企業倫理がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

三点目、安曇野市議会に対して、黒沢洞合の里山を未来の子供たちに残す会、(以下、「残す会」)より、洞合公園の更なる充実と活用を求める陳情書が提出されています。陳情の内容は、洞合公園の更なる活用のため、公園東側の土地開発公社の所有地を洞合公園の用地に指定し、行政と市民の共同で運営するなどの活用方法を検討してもらいたい、といった趣旨になりますが、この陳情を市議会は全会一致で採択しています。これは、市民の代表たる議員から構成される議会も、先にお伝えした市の方針と意思を同じくしていることの表れであるとも言えます。また、残す会は地元住民を中心に、公園の拡充を求める署名を約6000筆集めています。

また、「黒沢洞合自然公園の設置及び管理に関する条例」では、第1条に「三郷洞合地区に残る里山の自然環境の保全と創出に努め、市民が安曇野の自然に親しみ学習する場を広く提供するため、黒沢洞合自然公園を設置する」とあります。洞合公園の設置目的からしても、この地における事業者の太陽光発電施設はその目的を阻害するものであると考えます。さらに、環境省は「再エネの更なる導入に向けた環境省の取り組み方針(2021年7月6日)」において、「環境配慮や地域貢献が図られた地域共生・地域裨益型の太陽光発電を推進することが重要」との考えを示しています。

ここまで述べたとおり、地元住民は、洞合公園とその周囲環境を保全し、更なる利活用をしたいと考えています。そして洞合公園の設置趣旨、環境省の方針も今述べたとおりですが、これらを踏まえて、今回開発が地域共生・地域裨益と言えるのか、もし地域共生であるというのであれば、その根拠等を示して欲しいと思います。

以上の三点について、開発に反対する立場で公述をするとともに、公述に対する事業者の見解を求めます。以上です。

(公述人3番)

私は、御社の資料並びに、昨年5月と7月に開催された説明会の報告書及び意見書に対する御社の見

解書を拝見した中で、改めて御社の考えをお聞きしたく、本日公述をさせていただきます。

今回の開発に当たっては、主に2つの申請事項がございます。一つは経済産業省へのFit申請、もう一つは安曇野市への特定開発事業の申請です。これらの申請に当たっては、それぞれガイドラインがありますが、申請にあたって御社がどのような姿勢で取り組まれてきたのかお伺いします。

まず、Fit申請についてお伺いします。Fit申請は、「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」を踏まえて計画を作ることになっており、この段階で、設置場所の土地や周辺環境の確認、事前調査、条例含む法令等の適用について自治体への確認を要するとされています。当該計画地のFit申請については、愛知県尾張旭市のラソ・ファミリア株式会社が先行し、2019年3月29日に認定がされています。この点、御社とラソ・ファミリア株式会社はどういった関係なのか、御社はラソ・ファミリア株式会社から本事業を譲渡されたのか、それともラソ・ファミリア株式会社に手続きの代行を委託されたのでしょうか。

また、ラソ・ファミリア株式会社がFit申請をする際、事業計画策定ガイドラインに従って土地及び周辺環境の調査、自治体が個別に作成するガイドラインなどを確認されたかは把握していますでしょうか。把握されているのであれば、調査の具体的な内容や調査日、自治体へ確認した内容や確認日、等について教えていただきたいと思えます。特定開発事業の手続きに至る過程で、御社が当該地における計画について、どのような認識であったか非常に興味があるため、この点の回答をお願いします。

次に特定開発についてお伺いします。御社が安曇野市の土地利用条例に則り事業を進めていることは承知していますが、条例では「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」がまちづくりの目標像に掲げられています。また、開発予定地は、安曇野市土地利用計画においては田園環境区域に位置しております。

また、特定開発事業の認定に際しては、「特定開発事業の認定に関する指針」の他、安曇野市都市計画マスタープラン、安曇野市景観計画、安曇野市景観づくりガイドラインを参照することとされています。ここで、安曇野市都市計画マスタープランにおいては、開発予定地はまちづくり構造において「森林環境エリア」に位置し、「山麓の良好な森林空間や温泉等の資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン」とされています。

さらに、安曇野市景観計画では、開発予定地は田園エリアに位置し、「北アルプスのやまなみ、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指すエリア」となっております。

これら市の各種計画、そして計画における開発予定地の位置づけについて、御社は認識しておられたのか、また、自然公園と隣接した斜面の森林を伐採して太陽光発電施設を建設する今回計画について、市の指針等と整合しているとする合理的な理由について、御社はどのようにお考えでしょうか。「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守る」とするまちづくりの目標像がある中で、これらをどのように守っていかしているのか、具体的に示して頂きたいと思えます。私は、市の各種計画や目標像を確認する中で、開発予定地は大規模な土地の改変が推奨されていない土地である、むしろ現状の環境を保全し、里山の地域色を最大限活かした地域づくりが求められる地域ではないかと感じていますが、御社の考えを伺います。

最後に景観について伺います。景観についてはそれぞれ捉え方が違うという考え方もありますが、市では景観法に基づいて安曇野市景観条例及び景観計画ガイドラインを定めていることから、これらに沿った計画とする必要があると考えます。また、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」は、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽光発電施設を対象としており、今回計画も対象となりますが、このガイドラインでは「市町村や都道府県によっては、太陽光発電施設に特化していないものも含め、太陽光発電施設の設置等に際し遵守すべき事項を定めた条例、要綱、ガイドライン等（以下「太陽光発電条例等」という。）を制定・策定しているところがあります。

立地を予定している地方公共団体に太陽光発電条例等があり、計画している事業がそれらの対象となる場合は、太陽光発電条例等を遵守してください。」と明記されています。このため、開発事業者は安曇野市景観条例や条例に基づいて策定されたガイドライン等の基準を遵守、配慮する必要がありますが、これらの規定に照らし合わせて、具体的にどのように配慮した計画なのか伺います。

太陽光発電施設は、安曇野市景観づくりガイドラインにおいては、「設置場所に配慮し、目立たない規模・形態としましょう。」「周囲から見通せる場所は極力避ける」とされていますが、当該計画地は斜面であり、洞合公園の駐車場から見て、斜面全てが見通せる場所です。よって、パネルを設置した場合、斜面上部まで見えないような高さの植栽をするなどの配慮が必要で、現存する樹林の半分程の高さ、少なくとも10メートル以上の植栽が必要になると思いますが、植栽について具体的な種、高さ等を教えてください。また、景観に関する検討結果として、景観シミュレーション図面の提示を求めます。

景観条例はその策定目的を「次世代に誇れる景観づくりの推進」とし、また景観計画では田園エリアにおける景観づくりの基本方針を「良好な景観が作り出す「安らぎ」や「心地よさ」を阻害しない」としていますが、今回開発はそのような景観づくりに寄与するものでしょうか。なっているとのお考えであれば、具体的にどのような点が次世代に誇れる計画か、どのような点が「安らぎ」や「心地よさ」を阻害しない景観であるとお考えであるか、シミュレーション図面による目に見える形でもって、御社のお考えを伺いたいと思います。以上です。

(公述人4番)

まず、今お渡しした植物の事から説明させていただきます。このタンポポは私の家からとってきたもので、お配りした資料に記載のある柱上変圧器から11メートル程離れた場所に位置していましたが、茎や葉が通常のものに比べて変形しているのがお分かりになると思います。私は有機肥料等を使用する程度のことにはしているが、農薬等はいっさい使っていませんので、このタンポポの変形は、化学物質による影響ではなく変圧器から出る低周波電磁波の影響ではないかと思っています。洞合公園は自然観察の為に造られた公園ですが、その近くに太陽光発電施設が建設されれば、昆虫や植物に影響が生じ、自然観察の目的を達成できなくなってしまうという危惧をしています。動植物は話すことができないので、変化があると気付いた者が声を上げるしかないと思い、本日、公述をさせていただくとともに、参考になればと思ってこのタンポポを持ってきた次第です。

メガソーラーの建設に際して、近隣住民が発電所所有者に変圧器を遠くに設置するように要求したが、結局、施行業者が勝手に近くに設置してしまい、トラブルになったケースがあります。その時は、変圧器を自宅から28m程の距離に設置された中で、せめて150メートルは離してもらいたいと要望をし、後から130m離れた場所に移動させたという事例です。お配りした資料の始めに記載されている「高圧送電線から300m以上離れた場所に住む」というタイトルの文章の右側、「カロリンスカ研究所の疫学調査結果の図解」を見ると、120m程離れたところで1 m G (ミリガウス) と記載されています。先程紹介したケース、150m程離れたところに設置しないとまずいのではないかという話があったが、130m程で1 m Gなのだから、余裕をもった設置距離にしなくてはいけないということになったようです。その際に出した数字は、この研究結果を基に出したものですので、そのことを意見としてお伝えしておきたいと思いました。文章では「高圧送電線から300m以上離れた場所」と書いてあるが、この方は赤ちゃんや子供の育つ環境を考えて、極力離すということで、この数値を主張しているのだと思います。

このような高圧線の問題は知らない方も多くいると思っています。私事で恐縮ですが、30年ほど前、私の兄が両親と同居しようとした時に分譲住宅の抽選に当選したことがあったが、居住予定の家の脇に高圧線の鉄塔があったので、私が家族を誘導してその話をなかったことにしたことがあります。兄は機械工学を研究している理科系なので、車のエンジンやディーゼル等には精通していると思いますが、電気工学のことはわからないと言っていましたので、その住宅も価格の安さで選んだのだと思います。

現状、日本は住める国土も限られている影響からか、電磁波の問題はほとんど報道されず、話題に触

れる機会も少ないです。しかし、せめて行政の立場では、いろいろな事を加味して判断をしてもらいたいと考えます。行政が判断することは市民も信頼します、企業の研究者などは主に自分の分野のことを研究すると思う。それを別の角度から、自身の研究の成果が人間や自然等に対してどのような影響を及ぼすかまでは考えていないように思います。そのことを行政や市民は見て判断していかなくてはならないと感じています。

今回は変圧器に限って公述していますが、先の意見書でも同様の意見を申し上げたところ、御社の回答が「貴重な意見でした」とするだけで、具体的な対応策などが何も見えてこなかったのも、この場で改めて質問をして、見解をお聞きしたいと思います。また、ケーブルの電圧は何万ボルトくらいになるのでしょうか。また、送電塔は建たないとのことですが、普通の電柱も建たないということでしょうか、お伺いいたします。以上です。

(公述人5番) ※事務局により文書を代読

私は化学物質過敏症で、庁舎内の香料付き空気に耐えられないため、文書により意見を表明します。

私の化学物質過敏症(以下、「CS」)は、2020年9月に確定診断を受けました。黒沢洞合自然公園を療養のため、活用させていただいている立場から、三郷地域特定開発第3-4号に反対意見を申し上げます。

CSの多くは電磁波過敏症(以下、「ES」)を併発するケースが多い事が最近広く知られるところとなってきました。2022年3月18日安曇野市に採択された「化学物質過敏症の認識を広め、香害対策を求める陳情」を提出する準備をしていた時、私と同じようにCSやESで苦しんで協力してくれたメンバーと陳情をきっかけに「エコライフあづみの」を立ち上げ、同年2月より月1回の例会を開催しています。CSは衣類の合成洗剤や柔軟剤、仕上げ材、ごく一般的な日用品から揮発する化学物質、殺虫、殺菌、除草剤などの農薬などで体調不良となり、仕事につけないほどの重い症状に苦しみます。又、ESは送電線や携帯電話、電子レンジから発生する電磁波などでCSと同じような体調不良となります。どちらも根本的な治療は無いとされ、原因となる物質や電磁波に接しない事が療養の基本です。

そのため、周囲を森林に囲まれ、住宅、農地、道路が近くにはほとんどない黒沢洞合自然公園はCS、ESにとって療養のため希有な場所です。エコライフあづみののメンバーの多くが活用し、同会の定例会にも利用させていただいている場所です。メンバー全員が安全に集まることができる場所は、現在のところ市内では他に見つかっていません。この公園へのアクセス道路沿いに、太陽光発電が設置されるとES、CSにとっては、電磁波で近づけないばかりか、安全な空気を生み出す森林が少なくなり、施設管理のための除草剤が使われる可能性などが懸念されます。エコライフあづみのにとっては療養だけでなく、安全な活動拠点が利用できなくなってしまいます。

どうかこの開発事業を止めて、森林を残していただきたいと願っています。以上です。

(議長)

ここで、これまでの公述に対する事業者の見解について、公述を求めます。

(公述人：開発事業者)

まず公述人1番の意見について、地形、地質、土砂災害の関係ですが、開発予定地は、公述人の方も言われていたとおり土砂災害防止法のレッドゾーン(特別警戒区域)にもイエローゾーン(警戒区域)にも指定されていない土地であると認識しています。安全面に関しても、関係各所で安全を満たしていると認識しております。架台の強度については、杭の引き抜き検査を実施し、その結果にもとづいて、強度計算、耐風計算を行う流れになります。ただし、引き抜き検査を行うには、その前に木を伐採する必要があるため、まず伐採を行い、各種計算を実施した上で、安全な発電設備を建設したいと考えています。なお、引き抜き検査についてですが、私共が通常施行する発電施設では1アレイに対して1本の検査を行うところ、今回の開発に関しては、1アレイに対して最大3本の引き抜き検査を行うことで、

強度を満たす架台設計をしたいと考えております。

雨水対策についてですが、パネルの設置により雨水流出係数等も変わるため、今までと同等程度の雨水浸透を維持するために、安曇野市の指導に基づいて浸透式トレンチを敷設する予定です。土留め対策についても、再度実施する浸透試験の結果を受けて行います。また、発電施設を建設する場合、当然、定期的なメンテナンスが必須と考えていますが、このメンテナンスには、各設備の点検の他、土砂災害の懸念があるような土地のメンテナンスも含まれています。これらのメンテナンスを年に数回実施していきたいと考えております。公述人1番の方への回答は以上です。

続いて、公述人2番の方の意見に関してですが、要旨としては3つあったと思います。1つ目は、急傾斜地に設置することの安全性についての意見と、万一、土砂災害が起こった場合の責任能力の有無について。2つ目は、洞合公園の拡張を予定している土地に近接している所で発電施設を計画していることについての我々の企業倫理について。3つ目が、地域共生に関しての我々の考え。以上3点のご意見と理解をした上で回答いたします。

1点目、急傾斜地についてです。これは、公述人1番の方への回答と重複しますが、土砂災害防止法のレッドゾーン、イエローゾーンから外れており、また先程申し上げたとおり、安全対策を行った上で設計させていただきます。また、万が一土砂災害が起こった際の責任能力についてですが、私共は、いくつか発電施設を保有しており、責任能力についてはある程度有しております。

2点目、企業倫理についての質問についてですが、今回開発では、土地の皆伐、全ての樹木を伐採する予定はなく、あくまで設置場所のみ伐採する予定です。残りの樹木に関しては、伐採をせずに保全いたしますので、周辺環境と変わらず、皆様にお使いいただければと思います。

3点目、地域共生に関してですが、太陽光発電施設は再生可能エネルギーの設備であるので、この施設を環境、エネルギーの勉強のために使っていただくこともできるのではないかと考えています。公述人2の方への回答は以上です。

続いて、公述人3番の方の意見への回答ですが、3点の意見があったと思います。1つ目はFit申請について、2点目は安曇野市の土地利用条例について、3点目が景観についてであったかと思えます。

1点目、Fit申請についてですが、今回計画はラソ・ファミリア様との共同事業になります。公述の中で、Fit申請に際して関係各所への確認を実施したかについての質問がありましたが、Fit申請において関係各所の確認・調査を実施したことに関する書類が必要となりますので、こちらについては、ラソ・ファミリア様が作成、申請を行い、経産省の認定が下りている状況です。関係各所へ確認した具体的な日時については、本日はわかりかねます。大変申し訳ありません。

2点目、土地利用についてですが、開発予定地が田園環境区域であるに関しては認識しており、そのうえで今回の条例手続きを進めています。当然、林の管理も必要となりますので、私共が発電設備を建設した際は、発電設備の管理・運用の一環として森林の管理も含めて実施させていただきます。

3点目、景観についてですが、今回は植栽を行う予定です。経済的な課題もありますが、公園利用者の皆様ともお話をさせていただいた上で、当然、フェンスも設置させていただき、その色も景観に調和するように皆様が指定される色を使用したいと考えています。地域住民や公園利用者との取り決めについては、協定書等々を作成することも含めて検討したいと考えています。

我々としては、世界的に脱炭素が広がっている観点から、太陽光を推進したいと思っており、未来の子供たちに対する自然エネルギーの勉強にもなると考えます。このため私共は、今回開発が未来の子供たちのためにもなると考えております。

続いて、公述人4番の方の意見への見解です。今回開発では、高圧電気設備であるキュービクルという施設を設置する予定です。先程ご提示いただいた資料の「カロリンスカ研究所の図解」に「154kV」という記載があるとおり、高圧電線では154キロボルトの電力が流れているのに対し、今回建設予定の

発電施設では、6600ワット、6.6キロボルトですので、高圧電線の25分の1の電圧となります。

また、全国の自然公園でもキュービクルは設置されていますが、これについては環境省が規格の基準を示しています。今回の発電施設については、その規格に則ったキュービクルを設置しますので、安心・安全なものであると考えています。

続いて、公述人5番の方の意見への見解です。CS、化学物質過敏症に関してですが、今回開発によるパネル設置は、洞合公園の中ではなく公園から離れたところに設置を予定していますので、公園利用者に対する影響は少ないと考えています。また、化学物質等に関しても、今回開発に際しては、国が設けたその安全基準を満たした製品だけを使用させていただきます。なお、除草剤の使用については、今回開発地は除草剤を使わずに管理、メンテナンスを実施したいと考えています。以上です。

(公述人6番)

最初に申し上げますが、御社の太陽光発電事業計画の素案に対する私の意見は、これまでも説明会や意見書で表明をしております。そしていくつかの点に関し、疑問に思う点があるため、私はこの計画素案について反対、計画されている地で御社に事業を行って欲しくないと考えている安曇野市民です。その主な理由について、2点に絞って意見と質問を述べます。

一つ目は、この事業計画素案の対象地および周辺環境に関し、事業者が環境アセスメントをする予定はないし、出来ないとする見解を出している点についてです。「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省：令和2年3月）」において、国は太陽光発電の導入に向けた取り組みを積極的に推進していくとする一方で、「太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えています。また、重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響等も懸念されています。」としています。このような環境への影響を踏まえて、平成31年4月、中央環境審議会から環境大臣に対して、大規模な太陽光発電事業については「環境影響評価法」の対象事業とすべきとの答申がなされ、令和2年4月から新たに太陽光発電事業が環境影響評価法の対象事業として追加されることとなったことは、事業者も当然ご存じかと思います。

さて、この答申においては、「環境影響評価法の対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価に関する条例の対象とすることが考えられる。」、「環境評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取り組みを促すべきである。」とされています。また環境配慮ガイドラインでは、「環境影響評価法や環境影響評価条例の対象にならない規模の太陽光発電事業について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保されることを目的として策定するものです。」とあります。これらは、まさに御社の今回計画が対象になるものと考えられます。安曇野市におきましては「適正な土地利用に関する条例」において、「特定開発事業の認定に関する指針」というものがあるため、最低限、これらを遵守する必要があるが、環境省は環境配慮ガイドラインにおいて、「具体的な環境配慮の取組等の検討においては、必要に応じて本ガイドラインを参照してください。」としていますので、安曇野市の条例ではカバーしきれていない部分は、環境配慮ガイドラインを参照する必要があります。

ここで、このガイドラインは、その目的と対象を「環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、立地検討、設計段階において、発電事業者を始め、太陽光発電施設の設置、運用に関わる様々な立場の方が、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すものです。」としており、まさに私の意見の趣旨とも一致するので申し上げます。またガイドラインでは、「太陽光発電の急速な普及に伴い、地域とトラブルになる事例が増えてきており、深刻な環境問題につながる可能性があります。多くのトラブル事例においては、事業区域や周辺の環境に関する事前の調査を十分にしておらず、必要な対策を講

じていないことが要因の一つとなっています。」ともされていますが、今回計画においては、まさにこの十分な事前調査がなされているかが疑わしい点があります。よって、このまま事業計画をすすめてトラブルにならないための支援を、私はしているものと認識しております。

本題の一つ目ですが、環境配慮ガイドライン「第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方」の「2-3 設計段階の環境配慮のポイント」のうち、「8 人と自然との触れ合いの活動の場」という箇所に注目します。ここでは、「工事の実施や、太陽光発電施設の存在により、自然との触れ合いの活動の場が消失・縮小したり、それらの快適性・利用性に影響を及ぼす可能性」がある場合、すなわち「事業区域に隣接して、自然との触れ合いの活動の場となる施設等が存在する場合（略）などは、それらの場の快適性、利用性に影響を及ぼさないよう、配慮する必要があります。例えば、それらの場において自然と触れ合うイベント等が開催される時期は工事を避ける、といった配慮が考えられます。」などと丁寧に書かれてあります。

まさに隣接地の洞合公園がこのケースに該当すると考えられますが、その公園の利用の実態や活用計画、イベント等の日程や内容等、どのような調査や配慮を御社が行ったのかが明確にされていないと思います。環境アセスメントが義務付けられる規模ではないから、アセスメントは実施しない、といった単純なことでは済まされない事案だと考えますので、この点の御社の見解を再度伺います。

次に二つ目の疑問点に移ります。環境配慮ガイドラインでも述べられていますが、開発に際しては円滑な地域とのコミュニケーションが大事であるということ言うまでもありません。この事業計画素案対象地に隣接した洞合公園は、近隣住民のみならず、市内市外を問わず、県外からも利用する方が訪れており、その受益者は実に広範囲に存在しています。このように多くの受益者の利益を守るためにも、事業予定の周知や、事業計画案の説明やその記録、報告等につきましても慎重にその対象範囲を選ぶ必要があります。

環境配慮ガイドラインでは、「環境影響が及ぶおそれのある範囲は、事業規模や実施形態、周辺環境の状況等の地域の実情によって異なることから、市町村や都道府県の助言、地域コミュニティの代表者からの情報提供などを踏まえて事業者自身が判断します。」とされていますが、これまで様々な形で、隣接地である公園の実態や活用方法、活用計画、これからの利活用の希望などの情報を得られる機会があったことと思われます。その中の一つに、2021年6月16日に安曇野市に提出された署名、「公園を現在のものよりもさらに拡張・拡充を図って欲しい」という旨と、「その隣接地に太陽光発電施設は相応しくないので、安曇野市においてはその事業計画の承認はすべきでない」という旨の署名があります。これにより、私も居住する小倉地域4区で1,010筆、小倉地域以外の安曇野市内で1,948筆、市外で3,070筆、合計6,028筆もの方が、「公園を現在のものよりもさらに拡張・拡充を図って欲しい」、「その隣接地に太陽光発電施設は相応しくないので、安曇野市においてはその事業計画の承認はすべきでない」との考えであることを表明しております。

この点、私が意見書により意見したところ、御社の見解は、「判断は安曇野市がするもの」、「私どもは私どものスタンスを貫き通す」といった内容であったと理解しています。その姿勢は結構だと思うのですが、肝心の御社のスタンスが詳しく分かりません。太陽光発電施設の特定開発事業にあつては、「周辺住民から理解が得られていること」が認定の必要条件であることは、もちろん理解しておられると思いますが、ここがはっきりしていないと御社の事業計画は承認されず、事業遂行は無理なわけです。事業を遂行したいのであれば、何を根拠に、「周辺住民から理解が得られていること」とするのか分かりません。私が今までに得た限りの情報の中では、事業遂行をどうぞやってくださいという方は居ません。一般常識に照らしても、環境省のガイドラインに照らしても、安曇野市の条例に照らしても、「周辺住民の理解」について、どのような根拠をもって理解が得られているとするのか、確認が必要であると考えますので、再度伺う所存です。以上です。

(公述人7番)

私はこの開発計画を昨年6月の署名活動の時に知りました。洞合公園は市民の共有財産であると思っておりますが、計画地の近隣に居住していなかったため、説明会があることも知りませんでした。「条例等で知らせる必要がなかった」と言われるのかもしれませんが、私の立場からは、縦覧に供された意見書と見解書を見て、具体的に何が問題となっているのかを初めて知りました。しかしながら、御社の見解書を拝見した中でよくわからない部分があったため、今回この場で事業者に質問をしたいと考えております。市を通して私の公述の要旨は既に事業者にも伝わっていると聞いていますので、回答していただけたらと思います。大きく分けると2点です。1点目は自然環境の良い公園に隣接していること。2点目は2番の公述人の方おっしゃっていましたが土砂災害に関する点大きく分けるとこの2つです。

まず、この計画は市民の憩いの場である自然公園に隣接していることから、周辺の住民のみでなく安曇野市全市民を対象として開発事業の説明を行ってほしいと思います。御社も、地元や地域の方向けの説明会は必要と認識していらっしゃると思いますが、公園を利用するのは安曇野市の全市民ですので、是非、当事者である市民に向けての説明会をぜひ実施していただきたいと思います。これに関連して、そもそも、何故、説明会が必要なのかという本質的な部分について具体的に答えていただきたいと思います。

次に、特定開発事業は「認定に関する指針」に整合している必要がありますが、指針のうち太陽光発電施設については、「ア 営農環境や田園環境との調和が図られたものであること。」とあります。御社は環境や景観などと調和していると判断したから特定開発事業の手続きを進めている、と思いますが、具体的に今回開発が環境や景観とどう調和しているとお考えでしょうか。

次に土砂災害等のことですが、市民からの意見書に対して、御社が見解書で説明をされていますが具体的な部分が理解できないため、排水計画と土留め、災害防止策について具体的にどのような対策を行うのかを説明いただきたいと思います。安全な範囲でやります、といった抽象的な説明ではなく、数値的なものを用いた説明であったり、想定であってもこのような場合はこの方策を採用するといった説明や、現地はこのような地層であるのでこれに対してどういったリスクがあるので、このように対応していくといった具体的な説明をお願いします。

また、見解書の自然環境に関する点ですが、これも意見書で市民が意見していますが、事業者の見解は「貴重な意見ありがとうございます」、「すばらしいご意見ありがとうございます」となっていました。「すばらしい意見」ということは、事業者は意見に共感されている、環境を保全したいと考えているとも取れますが、見解書ではその他、「物理的に自然公園から離れた」と主張されています。物理的に話した、とは具体的にどの程度の距離なのか。また、その距離を離せば自然環境に影響がないという根拠についてお聞きしたいと思います。また、環境省のアセスメントに関して、大規模ではないから必要がないとの見解も示されていましたが、なぜ大規模でないから影響がないと考えたのか、その点をお聞きしたいと思います。

それから、森林伐採に対する意見についてCO2削減の優位性のみで見解を示されていますが、森林伐採に伴う生態系、動植物への影響についてはどのように考えているか、お聞きしたいと思います

最後に、見解書のうち3-14や3-18において「訪問した」「協議した」と記載されているが、訪問してどのような内容の協議をしたのか、お示しいただきたいと思います。

以上まとめると、1番目、条例で説明会が必要とされている理由について、御社の見解を具体的にお答えください。

2番目、今回開発が営農環境や田園景観に調和しているとする具体的な理由をお答えください。

3番目、洞合公園と開発予定地がどの程度離れているか、具体的な距離についてお答え下さい。

4番目、公園から離れているから影響がないとする具体的な根拠をお答え下さい。

5番目、森林伐採に伴う生態系への影響についてどのようにお考えか、お答えください。

6番目、環境アセスメントが義務付けられる大規模の発電施設ではないとの見解について、大規模でなければ自然環境に影響しないと主張する具体的な根拠を示してください。

7番目、見解書3-14の「訪問した」の内容について具体的にお答えください。

8番目、見解書3-18の「再度協議し」の内容について具体的にお答えください。

以上の1から8について、「1について」「2について」「3について」と前置きした上で、個別の内容について具体的な説明をお願いしたいと思います。以上です。

(公述人8番)

私は開発予定地に近接する洞合公園の自然環境のすばらしさ、面白さに惚れ込み19年前にこの洞合の地に移住してきた者です。移住者ではありますが、日常的にこの環境と触れ合い、この洞合を誰よりも愛しているし、私が主催する野外活動教室を通して、誰よりもこの自然環境のすばらしさを市内外の人達に広めたいと考えて、実践しています。

今回の開発計画に際して、1回しか開かれなかった住民説明会では、質問しきれなかった疑問点が多々ありました。開発事業者の株式会社光伸さまは、「質問があれば、意見書で書いてください。回答します。」と言っていました、その回答も甚だ不十分だったのでこの場で公述させていただきます。

1番、意見書番号3-10、3-11の質問に対し回答は2-1と同様と記載されているが、質問事項をきちんと読めば2-1の回答以外に聞きたい内容であることは分かるはずであるが、これについて全く触れていない。きちんと質問を受け止め誠実に回答していただけなかったことはとても残念です。

意見書番号3-10は「本設備設置によるCO2削減量が384.85tとあるが、どのデータをどのように計算したのか示してほしい」と記載をしたことに対し、「シミュレーション二酸化炭素吸収量が384.859t」としか回答がありません。改めて質問します。384.859tというのはどのデータをどのように計算して出た数字なのか示してください。また、現地は「広葉樹林帯」との認識なのか、併せてお聞きしたい。

3-11に関しては太陽光パネルの製造時、森林の伐採・運搬・処理時、発電所建設時の資材運搬・重機稼働、発電終了後の資材撤去・パネル処理の際のCO2排出量に関して質問していますが、製造時以外のことには触れていません。改めて回答を求めます。

2番、説明会時に質問に対して意見書で回答すると言いながら、意見書番号3-3の太陽光モジュールの説明書は英語表記のものでした。日本語での説明を求めるとい意見に対し、意見書提出から4カ月半の期間を開けて事業者が提出した見解書は、「メーカーに確認します」となっており呆れてしまいました。あれから更に3カ月がたちようやく今日資料が提出されましたが、この場で提出されても、内容の精査、質問ができません。これはまた後日機会があれば質問させていただきたいと思います。

3番、浸透試験に関し、明らかにおかしな報告がされました。このことについて説明会で質したところ「確認する」と言っていたが、いつになっても報告がなかったため、意見書番号3-4で改めて質問しました。しかし見解書では、「単純に記載のミスと考えます」「重複等は生じてくるものと考えます」との回答でした。「考えます」というのは、確認を取らずに憶測で述べているとも捉えられますので、確認を取ったうえでの見解をお答えいただくとともに、なぜその時点で確認を取らなかったのか、理由を教えてくださいたいと思います。また、もし確認を取ったというのであれば、どのような確認の方法だったのか、その確認の取り方は信憑性を担保できる方法だと思っているのかお聞きします。

4番、7月10日に行われた説明会は、5月23日の説明会の開催の判断に不備があったため、補完的に行われたものにすぎず、合わせて1回の扱いとする、つまり7月10日は2回目の説明会ではないということは、住民と業者双方で確認したことです。さて、5月の説明会の後、「住民の意見を聞き、建設予定場所を東に移して関係機関と協議している」という内容の文書が小倉区内で回覧されましたが、その後この話は区民に対して何らの説明もありません。この点、意見書番号22-1で意見、質問があり、御社は「7月10日に説明した」と回答しているが、先に述べた通り7月10日の説明会は補完的なものにすぎ

ず、しかもその時に参加を希望した住民を対象外として締め出されています。そのような場で、もしこのことに関する説明がされたとしても、それは住民への説明義務を果たしたとは言えません。また、意見書番号3-14でも意見しているとおり、東に移した場所での設置については、関係各所との協議がされていないと思われます。これらを踏まえると、見解書の回答は市民の意見・質問をはぐらかす内容であって見解・回答として不十分と考えます。改めてお伺いします。7月10日に説明したという「別途設置検討箇所」はどこのことでしょうか。また、「別途設置検討箇所」について、関係機関と協議をしたその内容と結果についてお答えください。

5番、説明会時に「説明会を1回やっただけで反対があろうが着手している。そういう会社はいっぱいある。」との発言があり、意見書3-25で発言の意を聴いたところ「そのような悪徳業者とは違う」という見解でした。さて、今回の件で我々は2回目の説明会を開催するよう文書、口頭で何度も何度も要求してきましたが、貴社はこれを拒み、説明会を1回だけで終結させ、反対運動がある中でも事業を進めようとしています。御社が悪徳業者と評した「説明会を1回やっただけで反対があろうが着手している会社」と同じことをされていると思いますが、そのような悪徳業者と御社の違いを教えてくださいと思います。

最後、これは質問ではありませんが、貴社は長野県内で80箇所にも及ぶ太陽光発電事業を展開しようとしています。説明会や見解書等で一つ一つの事案に向き合えないまま画一的な回答しかできなくなっているのかもしれませんが、我々にとっては唯一無二の大切な場所です。決して80分の1ではありません。そのことを肝に銘じ、一つ一つの事案に真摯に向き合い、実情に照らし合わせ住民の不安に寄り添う対応が見られない限り、到底周辺住民の理解を得ることはできないということを改めて言わせていただきます。以上です。

(公述人9番)

私は、開発事業が予定されている三郷小倉5836-1に隣接した土地を所有し、居住をしている住民として、この山林を伐採し太陽光発電施設を建設する今回開発に反対します。その理由は、開発事業予定地の南側を通る市道の通行に支障をきたすのではないかと懸念があるからです。この市道は近隣で暮らす私にとっては生活道路であり、また、洞合公園の利用者が必ず通る道路です。開発事業予定地は、西側と東側は急傾斜土砂災害警戒区域、特別警戒区域、南側は土石流の土砂災害警戒区域に囲まれており、またさらに東側は砂防指定地域とも接しています。確かに開発事業予定地の中に土砂災害警戒区域や特別警戒区域はありませんが、地続きの斜面で、見た目にも傾斜の違いはありません。今回開発による山林の伐採により、斜面の強度が下がり土砂災害が起きる可能性が高くなるのではないかと心配です。

近年各地で猛威を振るうゲリラ豪雨は短時間で集中的な大雨をもたらします。市道は未舗装で大雨が降ると地面に浸透できない雨水が川のように流れ、路面がえぐれてくぼ地に溜まり大きな水たまりができます。山林の状態である現在でも浸透できない雨水が斜面を流れた跡は何か所も存在しますが、山林が伐採されれば、雨水が今まで以上に流れ出て市道の状態がさらに悪くなり、通行に支障をきたすことが懸念されます。

昨年7月30日に安曇野市穂高のアメダス観測地点で17時30分と17時50分という短時間の内に2回、60mm/hに匹敵する強度の降雨が観測されました。この降雨強度は、安曇野市が開発に際して指導している降雨強度の64.3mm/hに近い豪雨ですが、現在の排水計画で本当に開発事業予定地の斜面の安全性が保障されているのかとても不安です。また南側市道は幅が狭く、見通しが悪いため車で通行するときにはとても神経を使います。太陽光パネルからの反射光により、市道の通行、黒沢洞合自然公園の利用に影響がないのか心配です。以上を踏まえて2点、事業者へ回答を求めます。

一点目は、安曇野市と相談して再計算した雨水計算と見直した排水計画と、講じる予定の土留め対策

の明確な説明をしてください。この点、意見書でも質したところ、「検討します」との見解を示されていまして、検討した結果について、再度の説明をお願いします。

二点目、太陽光パネルについて、日本語で分かりやすく説明をしてください。また、意見書を通して反射光のシミュレーションを求めたところ、こちらも「検討します」との見解でしたが、これは何を検討するということなのでしょう。意見書でも求めたとおり、朝日、南中時、夕日の反射光のシミュレーションを春分、夏至、秋分、冬至の4パターンで示してください。そもそも、このような質問や回答のやり取りは、公聴会ではなく説明会で行いたかったです。しかし事業者は、私どもの質問について「意見書で質問してください。それに対して見解書で回答します。」とするのみでした。また、御社のお言葉通り、意見書で質問をしましたが、見解書で満足な回答がなされていないとえます。

さて、今回の事業計画は、安曇野市の土地利用ガイドライン（第2版）に基づいて進められていますが、特定開発事業の認定の指針では、太陽光発電施設の建設を目的とする特定開発事業認定が満たさなくてはならない要件に「周辺住民から理解が得られていること」があります。しかし、「黒沢洞合の里山を未来の子どもたちに残す会」は、昨年6月16日「黒沢洞合自然公園周辺の自然環境を未来の子どもたちに残すために、太陽光発電事業を認定しないことを求める要望書」に6,028筆の賛同の署名を参集して、安曇野市長、教育長に提出しています。要望項目は、1つが「黒沢洞合自然公園の周辺地に計画されている大規模な太陽光発電施設の建設に係る特定開発事業の申請を認定しないこと」、もう1つが、「黒沢洞合自然公園の更なる活用のために公園東側の土地開発公社所有地を自然公園用地に指定し、行政と市民の協働で運営するなど、活用方法を検討すること」です。4月19日、本事業の特定開発事業提案書が提出され、縦覧が4月27日から始まりました。その日から地元の南小倉の全戸に署名用紙と説明のチラシを手渡しして、後日回収に伺いました。きちんと内容を理解した上で賛同していただける方は署名をいただく形をとったものです。結果、96戸中87戸から署名が集まりました。5月23日の説明会が開かれる前に地元から9割もの賛同の署名が集まったということは、洞合公園に隣接する山林を伐採し自然環境を変えてしまう太陽光発電施設の建設はふさわしくないという周辺住民の意思表示です。

こういった事情もあり、再三に渡り口頭及び文書で再度の説明会の開催を求めましたが、事業者は条例に基づく説明会報告書を提出し、一方的に説明会を終結させました。業者は周辺住民の理解を得る機会、対面で対話をする機会を自らの手で放棄したに等しいものと考えます。また、その後に意見書が24通提出されましたが、それに対する事業者の見解書を見ても、本当に事業者は住民の理解を得ていこうとする真摯な姿勢を感じることができません。事業者は、このまま手続きを形式的に則った方法で進めるだけで、本当に住民の理解を得られるという認識なのでしょうか。回答を求めます。

なお、先ほどの署名については、地元の小倉区ではなく安曇野市全域、市外、県外からの署名もあります。これは地元以外の方々が昆虫観察会や野外活動教室に参加したり、親子で虫捕りに来るなどして実際に公園を利用し、その価値を知っている方々が自主的に署名活動を広げてくれたものです。すなわち、黒沢洞合自然公園のファンが全国にたくさんおり、再びここに遊びに来ることを楽しみにしてくれている人たちがたくさんいるということです。安曇野市行政には、この安曇野市の宝、洞合公園とその周辺の環境をしっかりと守るためにも適正な判断されることを求めます。以上です。

（議長）

ただいまの公述に対する事業者の見解について、公述を求めます。

（公述人：開発事業者）

公述人6番の方への回答ですが、全体的な話として、周辺住民さまのご理解を得られるように今まででもご説明させていただいているところになります。また、皆様方からのご意見を受け止めるため、土地利用条例に基づく今回の公聴会があると考えております。技術的な説明は先ほど一部ご説明させていただいたところですが、伐採を行った後に、引き抜き検査や架台の強度計算等を行い、その結果を皆様へ

ご説明させていただきたいと思っております。

生態系への影響を考慮しての環境アセスメントに関しては、今回計画地は環境アセスメントが必要なエリアであるため不要であると認識しています。調査が必要であれば、国や県などの行政によってアセスメントが必要である旨、エリア等が指定されていると思います。ただし、公述人の方がおっしゃられたとおり、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」もありますので、今回の発電施設に関しては、皆伐するのではなく一部の伐採に留めることで、周辺環境との調和を図っていきたいと考えています。この他、環境省のガイドラインでもイベントの時は工事をやらないといったことに触れていますが、私どもも当然、皆様方がイベントをされているときは工事を行わないですし、皆様方が利用する時間帯なども考慮、調整して工事を進めさせていただければと思います。

7番目の公述人の方から8点の質問がございました。まず、条例でなぜ説明会の開催が義務付けられているのかとの質問ですが、これは、開発事業の内容等を市民や近隣住民にご説明する機会を設け、事業内容がわからないといった不安を払しょくするために説明会の開催が規定されていると考えます。また、全市民を対象とした説明会の実施についての要望ですが、私どもとしては市民全員に対する説明会を行う予定はありません。本日の公聴会でご意見をいただき、その後、行政から事業の可否の判断がありますので、それをふまえて判断していきたいと考えております。

次に、営農環境への影響に関してのご質問ですが、北側に近接している田畑がありますが、道路を挟んでいるおり、斜面地の上に位置しているため、近隣農地の営農環境への影響はないと考えております。

また、自然公園と開発予定地とがどのくらい離れているかという質問ですが、今回、パネル設置に伴い伐採する範囲を目視できるように、ロープで囲って明示する予定ですので、そちらをご覧くださいければと思います。

また、見解書3-14、3-18の「訪問した」「再度協議した」についてですが、3-14「訪問した」に関しては、安曇野建設事務所に私、奥田と流郷の2名が訪問し、担当者に資料等を提示いただき、開発予定地が砂防指定地の外だということを確認しております。3-18「再度協議した」に関してですが、私、奥田が、安曇野市役所都市計画課の近藤様へ電話で連絡した際に、境界50mの居住者や土地所有者の方々への説明が必要であるということを確認いたしました。その後、小倉区の区長へ電話連絡をし、説明会のために会場を使用させていただきたい旨をお伝えした後、説明会の日程を共有させていただいております。

また、アセスメント、森林伐採による生態系への影響についてですが、先ほど申し上げた通り、現時点で環境アセスメントを行うつもりはないです。また、生態系への影響についても、一部木が枯れるとかそういう程度のことはあるかもしれませんが、大きな影響はないと判断しているところです。大規模でないから影響がない、としている点については、「大規模」をどのように定義するのかにもよりますが、今回の発電施設は小規模ではないが大規模ではないため、影響がないと判断しています。

8番目の方の公述に関してですが、二酸化炭素の削減量に関してのデータについては、林野庁のデータを使わせていただいております。広葉樹林帯という認識か、という質問ですが、私どもは一般的な数値として広葉樹林帯のCO2吸収量を使わせていただいたところです。

太陽光パネルに関しては公述人の方もおっしゃられていた通り、本日の資料をご覧ください、ご質問があれば改めてお願いいたします。

浸透試験に関してですが、雨水計算を行った測量士へ確認をし、明らかに日付が間違っていることがわかりました。確認の方法ですが、測量士に電話をして確認をしております。申し訳ございませんでした。

私どもの姿勢についてですが、説明会等を行わないわけではございません。ただし、伐採が未完了の現段階で詳細設計に対する技術的な資料を作成することが難しいため、今後調査を行った後、説明会を

開催したいと考えております。

9番目の公述人の方への回答ですが、1点目、雨水計算についてです。こちらについては、伐採が許可され、現地の正確な位置を伐採した後、最終設計を実施して雨水排水の再計算を行います。その上で、ご理解を得られるような設計や資料を提示したいと考えております。

また、質問が重複している部分となりますが、土留め対策に関しても、先ほどの説明と同様、伐採後に、詳細設計を実施して土留め対策を検討し、関係各所と協議を行い、安全基準をクリアできるものを設置したいと思っています。

また、今回開発に際しては、工事に伴う切土、盛土を行う予定はありません。あくまで地なりに設置するため、先ほどお話をいただきましたデータ（反射光シミュレーション？）に関しては、全てのパネルの向きが南に向くわけではないため、データを出すことは経済的な観点を踏まえると難しい状況です。ただ、今回の開発に関して、土砂災害に関しては、大幅な造成や切土、盛土を行う予定はありません。

また、周辺住民という点についてですが、安曇野市をはじめとした関係各所と協議をさせていただき、地元区に対して説明会を開催する必要があるということで説明会を開催しましたが、周辺住民という点、境界50mの土地所有者ということに関して、近隣にお住まいの方はいない、周辺活動に影響がないという認識で各種手続きを進めています。先程、公述人8番の方からも「説明会はもう開催しないのか」といった質問がありましたが、この点は今後事業を進めていく中で、現地を伐採して地質調査や強度計算、スクリー杭の引き抜き検査、耐風、耐圧計算、強度計算等を実施した上で、詳細図面等を作成し、それを皆様が開示して説明を行いたいと考えている。問題がないように安全なものを建設していきたいと考えているし、強度計算の資料等は関係各所に提出する必要がありますので、それらの資料を皆様に開示する予定です。以上です。

【5 公述内容に係る質疑】

（公述人4番）

公述の中で「キュービクル」という単語が使用されていたが、何のことか分からないので説明を求めたいと思います。

それと、今回施設の高圧送電線は6,600V以下であると仰っていましたが、私が先程お見せしたタンポポは、西隣に建設されたさほど大きくない太陽光発電施設の影響で変形したものと考えています。確かに今回建設予定の発電施設の規模はメガソーラーの規模ではないのかもしれないが、周辺の植物に与える影響は、やはりあるのではないのでしょうか。今回開発は自然公園の近接地でもあるので、自然に与える影響について改めて意見をお聞きしたい。

（公述人：開発事業者）

「キュービクル」とは、高圧受電設備のことです。コンビニエンスストアなどにも設置してある白い箱状のもので、電圧を上げたり下げたりするもので、そこに送られる電気が6,600V以上ではないということをご公述させていただきました。

それから、周辺の植物への影響についてですが、私どもは全国各地で発電施設の建設を行っており、メンテナンスの目的で年に数回は施設が建設された場所を訪問していますが、その経験からして、周辺の植物への影響はそこまで大きなものではないと考えています。他会社の事例では、発電施設を建設して以後、雑草や草木等の維持管理が行われずに放置される事例が散見され、問題になるケースが発生していますが、逆に言えば、発電施設やパネルによって植物の成長が阻害されるのであれば、こういった問題は発生しないはずで

また、自然公園への影響についてですが、全国の自然公園、国立公園にもキュービクルは設置されていて、環境省やGIS規格で安全基準が示されています。今回の発電施設に設置する設備についてもその

基準に則って機器を選定しているので、自然公園や人体への影響を踏まえても、安全な設備であると考えています。

(公述人1番)

公述でも触れましたが「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン(2019年版)」の18ページに、13の「事前調査のチェックポイント」が示されています。御社が今回の開発を計画された際に、この13項目について調査を実施したのか確認したいと思います。

それから、設置場所の地質について、地表からどれくらいの深さまで、どのような地質が分布しているとお考えでしょうか。

それと、仮に開発が実施された場合、発電施設のパネルは何十年もの間、その場所に存在することとなりますが、発電期間中、斜面が大雨によって崩れないと主張する根拠をお示しいただきたいと思います。

(公述人：開発事業者)

まず、地質調査に関してですが、浸透式トレンチの設置を計画する際に、その土地の浸透率を調査する必要がありますので、引抜調査を実施するときに地質調査を確認したいと思います。場所にもよりますが、通常、2～3か所での引抜調査を実施しますので、その結果を踏まえて強度計算を行い、土地が崩落しないような対策を講じて事業を進めていく予定です。

(公述人1番)

失礼ながら、回答になっていないと思います。浸透試験の手法については聞いていません。

(公述人：開発事業者)

浸透試験を行う際に地質調査を行うので、そこでどういった調査を行うのかを…

(公述人1番)

調査の方法ではなく、調査をした結果、どういう地質だったのかを聞いています。

(公述人：開発事業者)

それを調査させていただき、浸透結果をもとに排水計算を行います。

(公述人1番)

現在は地質を把握していない、ということよろしいでしょうか。

(議長)

いったん話を整理させていただきます。

質問は、ガイドラインの13項目の調査を実施したかどうか、地質をどのようにお考えになっているか、大雨による土砂崩落の対策の関係、この3点でよいでしょうか。

(公述人1番)

最後の質問は、30年という発電期間の間、土砂崩壊が起きないと主張する根拠は何か、ということですね。

(公述人：開発事業者)

1点目、ガイドラインの13項目は、すべてを完全に調査したというわけではありません。

2点目、地質については、引抜き検査を実施して複数個所での調査を実施して把握したいと考えています。

3点目については、経験側によるものとなりますが、土砂災害の危険は少ないと判断して、弊社で設計を行い、国や市に書類を提出させていただいています。

(公述人3番)

3つ質問があります。

1点目、Fit申請について、ラス・ファミリアとの共同事業というかたちで申請したとの公述でしたが、その時点で開発予定地での発電施設の建設が「可能」と判断した理由は何でしょうか。特に、自然公園に隣接している状況にも関わらず「可能」と判断した理由についてお聞かせください。

2点目、土地利用基本区域についてですが、「田園環境区域に位置していることは認識している」とした上で、「一部樹木を伐採して施設を建設し、一部は樹木を残す」との公述でしたが、建設箇所において樹木を伐採する行為は、市がまちづくりの目標像として掲げる「豊かな自然環境を守る」と相反するものであると考えますが、御社のお考えをお聞かせください。

3点目、景観についてですが、植栽は経済的に難しいのでフェンスの設置を考えている、ということよいでしょうか。また、私が要望した景観シミュレーション図面については、「検討する」との公述でした、これは必ず提示していただきたいと思います。

自然エネルギーの大切さ、環境問題の解決は、こどもたちの未来のためにも重要なことだと考えますが、このことはこの土地に設置した発電施設でなくても学ぶことができると考えます。私たちの責務は、この土地にふさわしい土地利用を考え、こどもたちに何を残していくかを考えることだと思いますが、その答えは、洞合のあの土地に立てば自ずと分かることだと思います。この点の御社の見解もお聞かせください。

(公述人：開発事業者)

伐採と環境との調和についてですが、生きていく上でエネルギーは必ず使うものであり、どうやって電力が作られるのかについて、自然エネルギーについて、こどもたちに教えていく、そういったことも、一つの共存、調和のありかたではないかと考えます。

景観、植栽についてですが、私どもも事業でやる以上、経済的な側面を考慮しながらになりますが、植栽が可能であるか検討させていただきたいと思います。またフェンスの色も、周辺の住民や公園の利用者とも相談して決定させていただきたいと思います。景観シミュレーション図面については、現時点でお示しできる資料がないため、話を持ち帰らせていただきます。

最後、開発が可能と判断した理由についてですが、開発予定地はFit法その他法令等において、発電施設の建設が明確に禁止されている区域ではないことから、手続きを進めさせていただいたところで

(公述人7番)

具体的な回答をお願いしましたが、全く具体的ではなかったため、再度質問させていただきます。

まずお願いになります。事業内容の説明会は、市民が現状や開発内容を理解する目的で開催されるものだと思いますが、「市民」というのは、近接地域に居住する人だけではありません。改めて、全市民に向けた説明会の開催をお願いしたいと思います。

次に、田園景観との調和に関してどう考えるか、という質問に対して、先ほどの公述において何らの見解も示されていませんでしたので、その点、改めて質問させていただきたいと思います。

次いで公園との離隔距離について、「正確な数字は分からない」といった公述でした。しかし、私たちの公述内容の要旨は、事前に市から事業者提供されていると聞いていますが、その状況下で数字がわからないというのはどういうことでしょうか。また、物理的に離れているから大きな影響はないとも

発言されていましたが、何をもって「大きな影響」とするのでしょうか。特に生態系、これは植物だけでなく昆虫や動物への影響についても含めての話になりますが、この点の影響についてはどのようにお考えでしょうか。

それと、御社は先の見解書で、「私どもの今回の規模は、環境省が規定する大規模とは認識していない」との見解を示されていますが、先ほどの公述で「今回開発が大規模かどうか分からない」という発言がありました。この点、発言が矛盾しているように聞こえますがどういうことでしょうか。また、それに関連して、「大規模な発電施設ではないから、生態系に影響はない」というのは、全く具体的な回答ではないと思います。大規模でないことによって、具体的にどのような理由や根拠があって、生態系に影響がないと考えておられるのか、その点をお聞かせください。

それと、地質のことをはじめ、様々な質問について、「伐採後に調査をします」として、事業着手後に各種調査を実施すると発言されていますが、市民の立場からすると、そういった疑問や問題は事業着手前の段階で調査を実施し、具体的な説明があって然るべきだと考える。その意味では、私どもの質問に対する御社の回答は、具体的な部分をはぐらかして回答している印象を受けています。ぜひ、こちらの質問について具体的な内容での回答をお願いします。

(公述人：開発事業者)

大規模の定義についてですが、特別高圧の発電施設、つまりは出力が2,000kW以上の発電施設が、大規模、メガソーラーとして扱われると認識しています。

それから、生態系への影響についてですが、山でも放っておけば樹木が枯れるのは当然で、維持管理が大切だと考えます。今回、発電施設を建設させていただいた場合、伐採する箇所以外の樹木についても定期的、適切な維持管理を行いたいと考えています。

(公述人 7 番)

動物への影響はどう考えるのでしょうか。先ほども触れましたが、生態系というのは、植物だけではありませんが。

(公述人：開発事業者)

世界的に脱炭素、CO2削減が課題となっています。この問題を放置すれば、洞合地区だけでなく世界的な生態系への影響が発生すると言われていています。我々としては、発電施設の建設が、巡り巡って生態系への影響を食い止める手段であると考えています。

(公述人 7 番)

私が質問したのは、洞合地区に限った動植物への影響があるかないかです。

(公述人：開発事業者)

洞合地区に限って見ても、脱炭素の問題を放置すれば、生態系の問題がいずれ洞合地区に及ぶのは間違いない。そういった問題を未来の子どもたちにも残さないため、また世界的なニーズにも応えるため、私たちは太陽光発電施設により脱炭素を少しでも進めることを是としています。

(公述人 7 番)

私は、そこに発電施設が建設されることによる影響を質問しています。脱炭素の問題ではぐらかさないでいただきたい。

(議長)

申し訳ないが質問は1回までですので、発言は慎んでください。

事業者は回答の続きをどうぞ。

(公述人：開発事業者)

景観との調和についてですが、全国の事例でも、植栽を実施して調和を図っている事例がありますので、そういったものを参考にしながら計画をさせていただければと思います。先程、具体的な説明を求めご意見をいただきましたが、この部分はまだ具体的な検討を実施していないので、申し訳ありませんが具体的な説明は出来かねます。

(公述人 2 番)

急傾斜地の対策に関連して、事業者の責任能力をお尋ねしたところ、「ある程度はある」と公述されましたが、ある程度というのが非常に曖昧な表現で気がかりである。具体的な回答をお願いします。

それから、市による洞合公園の拡張計画に対するお考えをお聞きしましたが、御社が発電施設の建設を計画している箇所が、市が拡張を計画している土地の目の前に位置しているという認識があるのか、また、市が拡張を計画し、議会もそれを後押しし、市民もそのことを望んでいる状況にあって、それでもなおこの場所で発電施設を計画する理由は何なのでしょう。

そして、「この計画が地域利益に貢献するものであるか否か」という公述に対して、御社は「再生可能エネルギーの勉強に利用できる」と公述されましたが、この公園は既に自然教育・環境観察の目的で利用されている場所であり、その洞合公園の一部である樹木について、たとえ脱炭素という名目があるにしろ、事業の目的で伐採するのは御社の都合でしかなく、市や市民がこの場所で大切にしてきたことを一蹴する行為であると思います。その点、御社はどのようにお考えでしょうか。

(公述人：開発事業者)

責任能力についてですが、事業の実施に際しては保険に加入をし、万一の際には保険金で対応する予定です。なお、保険加入に要する費用は、事業予算として当然に計上していますので、加入するのが当然のものと考えています。

また、地域に役立つものとして、再生可能エネルギーの勉強ということを提案させていただきました。現状で既に、自然教育・環境観察が行われているとのことですが、そこに、私たちの生活と切っても切れないエネルギーの話を盛り込んでいただきたい、というのが提案の趣旨になります。自然公園に近接する土地であるので、なおのこと自然の持つエネルギーの話を教育に役立てていただければと考えています。

市の公園の拡張方針、議会、市民の意向を踏まえた弊社の見解ですが、全ての人に今回の開発、ひいては太陽光発電施設、再生可能エネルギーに賛成していただくのは難しいことだと考えています。しかし、我々も「脱炭素、脱原発」という企業理念の元で取り組みを進めています。反対の方は6,000人超いらっしゃるのに対し、賛成の方がどれだけいるのかは私どもには分かりませんが、CO2削減が弊社の企業理念であるという点については、ご理解をいただきたいと思います。

(公述人 6 番)

市の条例では説明会や公聴会の開催などが規定されていますが、これらは周辺住民の理解を得るために開催するものであると私は認識しています。今回の開発に対しては、御社が開催する説明会で素案の説明を受ける前から大多数の住民が反対していますが、それは、公園の価値を落とすたくない、むしろもっと公園の価値をあげていきたいと周辺住民や公園利用者が考えているからです。開発が行われることで、今よりもさらに多様な生物が生息する、あるいはさらに素晴らしい公園になる、ということなら私たちが反対する理由はないが、恐らくそのような状況にはならないと考えるから反対をしている。

御社は、発電施設を環境教育に利用できると仰っており、そういう教育は必要だと思いますが、この公園の価値という側面而言えば、今回の予定地に発電施設が建設されれば、公園の価値の低下につなが

ると私は考えます。それを覆すだけの理由、公園の価値の向上につながる何かがあるのであれば、公園の利用者に理解してもらうためにも、追加の説明会の開催が必要だと考えます。

先ほど、この開発や発電施設の建設に賛成する人がどれだけいるかわからない、と仰っていましたが、市民の意向を把握する、あるいは賛同する人を増やすための取組みも、周辺住民の理解を得るために必要なのではないのでしょうか。この公聴会でも大勢の市民が反対の公述を行っており、特定開発事業が不認定になる可能性もあるのではないかと私は考えていますが、御社も同様のお考えを抱いているのではないかと想像します。その点、現時点でどのようにお考えなのでしょうか。

また、それでもなお、開発予定地には太陽光発電施設の建設が必要だ、というのであれば、反対している人たちの理解を得るために、説明会を実施する意向があるのか、その点を質問したいと思います。

(公述人：開発事業者)

事業実施の意向についてですが、弊社としては事業を実施する意向があるため、条例に基づいた説明会も開催していますし、本日も市に公聴会を開催いただき、市民の皆様と意見を交換させていただいているところです。

説明会の追加開催に関しては、今後、強度計算や環境への配慮、植栽の計画等を実施させていただいて、その内容を説明して、皆様のご理解を得ていきたいと考えています。

賛成の人数についてですが、今回案件については、市に認定・不認定を判断いただくこととなりますが、その結果等も踏まえて、会社として今後どのような取組みを行なっていくか、検討したいと思います。

(公述人 8 番)

CO2削減量のデータをどのように計算したのかをお聞きしましたが、林野庁のHPから数値を採用した、とするだけで、具体的な計算方法等が全く示されませんでした。計算にあたって採用した数値等を示していただきたい。特に樹木のCO2吸収量について、広葉樹の場合は1haあたり年1トンのCO2吸収量だが、針葉樹林の場合は1haあたり年3.8トンのCO2吸収量であり(※)、どちらの数値を採用するかで、比較計算の結果は大きく異なります。事業者は、自身にとって都合のよい数値を採用して、「発電施設は、森林に比べて166倍のCO2削減効果がある」と主張しているように思いますが、しっかりと現地を確認し、広葉樹、針葉樹、どちらの数値を採用するのが適切かを判断していただきたいし、その前にまずこの場で、現在の計算で、CO2削減量の比較で採用した基礎データの数値、根拠を示していただきたい。

続いて浸透試験についてです。試験日については担当者に電話で確認されたとのこと、また浸透試験の日付が違うのではという私の指摘に対しては、書き間違いであったとの公述でしたが、まるで子供の言い訳のようです。そもそも、浸透試験は適切に実施されていないと断言できますし、その証拠をお見せすることもできます。安曇野市行政にも対しても意見書で意見したが、このような杜撰な調査結果を鵜呑みにせず、疑わしきことがあれば現地を確認することを要望します。

それから、「別途設置検討箇所」に関する公述について、安曇野建設事務所に砂防指定地の確認をしたと公述されたが、私は、東に建設場所を移すことで発電施設の建設が施工できるかの協議を関係機関と実施したのかを聞いています。内容の確認を実施したかどうかは聞いていません。

最後に説明会についてですが、御社は当初、「説明会は3回やる」と言っていました。しかし、結局、1度説明会を開催しただけで、条例に基づいて市に報告書を提出し、以後、説明会は開催されていません。その点を御社に追求すると、「公聴会などの機会がある」と発言されましたが、我々住民が要求をして市が開催する公聴会と、業者が住民のために疑問や不明点等を説明する説明会とは全くの別物です。その点の認識はあったのでしょうか。

(公述人：開発事業者)

まず浸透試験の日付の間違いについてだが、弊社から試験を依頼させていただいた事業者の担当者が入退院を繰り返していた関係で、確認が遅れてしまいました。大変申し訳ございません。その後、担当者に確認をしたところ、写真に写っている調査実施日の記載が間違っていたことを確認しています。

また、安曇野建設事務所へ土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）であるかの確認をしたかとの質問ですが、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）であるかの確認は行いましたが、レッドゾーンであるかの確認は行っていません。

今後の説明会についてですが、先ほど別の方の質疑でも回答したが、強度計算等の設計をさせていただいて、技術的な説明会を実施したいと考えています。

C02削減量の基礎データについては、ちょっとパソコンの調子が・・・

（公述人 8 番）

分からないなら、分からないで結構です。私の公述内容は、市を通して事前に伝わっているはずですが、御社はそれに対する説明の資料を準備してこなかった、ということで理解をします。

（公述人：開発事業者）

申し訳ありません。パソコンの調子が悪くて数値をお示しできません。

（公述人 9 番）

反射光のシミュレーションについては、今日は資料がないということでしたが、その他、雨水計算、排水計画、土留め対策、そういったものは、いずれ設計、計算しなければならないと思いますが、その説明は、いつ私たちにされるのでしょうか。そもそも私たちへの説明を行うつもりがあるのでしょうか。条例手続きでは、公聴会が終わった後は、市民が御社から説明を受ける機会はないように思いますが、雨水計算等の説明を、どのタイミングで実施するつもりなのか、お聞かせください。

それから、御社の公述を聞いて、「周辺住民」に対する考え方が、私たちと大きく違っていると感じました。先ほどの公述では、事業予定地から50m圏内に居住する人はいないから周辺住民はいない、といった趣旨の発言をされたと思いますが、確かに私の居住地は開発予定地から50m以上離れているが、開発予定地に近接している場所にあるし、前面の道路は私の生活道路である。万が一、開発された土地で土砂災害が発生するなどしたら生活に支障があるし、発電施設で火災が発生すれば、間違いなく私の住宅にも影響が及びます。そのため、今回の開発がどんな内容なのか知る権利があると思っていますし、土留め対策等の具体的な対策が示されない状況は非常に不安です。その不安を払しょくするような説明をいただきたいと思います。

そもそも、開発予定地から50m圏内という規定は、説明会の開催に関する個別通知に関する規程であり、周辺住民の定義とは全く異なるものです。行政でも、説明会の開催に際しては開催通知を地元区に回覧することを規定していることからして、周辺住民とは、50m圏内に居住している住民だけを指すのではないと考えます。

特定開発事業の認定の指針において、太陽光発電施設の建設に関する特定開発事業については、「周辺住民から理解が得られていること」が条件とされていますが、これまでのような説明の手法や地元とのやり取りの経過を踏まえて、本当に周辺住民から理解が得られると考えているのか、お聞かせください。

（公述人：開発事業者）

周辺住民はいない、と私どもが公述されたとのことですが、そういった意図の発言ではありません。説明の範囲について私どもで条例の規程等を調べる中で、関係区がどこかということ进行调查させていただいた中で、個別通知の範囲については、50mとして設定させていただいたということです。

土留め対策についてだが、条例の手続きと森林法の伐採届は別々に進める必要がありますが、今後、

伐採届を提出し、開発予定地を伐採した後に、現地を詳細に調査して土留め対策の手法等を検討したいと考えていますので、その資料等が作成できたところで技術的な説明を実施させていただければと思っています。

反射光のシミュレーションについては・・・

(公述人 9 番)

それは先ほど、「今日は出せない」と公述いただいているので結構です。

(公述人：開発事業者)

承知しました。

説明会の実施について付け加えると、今後、今回の特定開発事業の認定・不認定を市に判断いただきますが、仮に認定いただけた場合、同時期に森林法に基づく伐採届を提出した上で開発予定地を伐採し、現地を詳細に調査してから、土留め対策の具体的な内容等の儀鬱的な内容を説明する機会を設けさせていただきたいと思います。ただし、特定開発事業が不認定となる場合もあると考えていますが、その場合にはそういった説明をする必要も無くなってしまいます。このため、説明を実施するか否かは、特定開発事業が認定されるか、不認定となるかによって変わる部分もあると考えています。認定をいただけた場合は、条例の手続きフローとは別に、説明会の開催を検討させていただきたいと思います。

(公述人 9 番)

特定開発事業の認定後に・・・

(議長：横山課長)

申し訳ない。再質問は控えるようにお願いします。

(公述人 9 番)

質問ではありません。こちらの質問に回答をしていないと思います。

(議長)

只今の説明は、市民向けの説明会を実施するのか、という質問に対して、特定開発事業の認定・不認定の判断があった後に、条例のフローとは別に説明会を開催するとの回答でした。

確認ですが、認定・不認定の判断の前に説明会を開催する予定はないという見解でよいでしょうか。

(公述人：開発事業者)

その通りです。

(議長)

公述人全ての方からご質問をいただきましたので、以上で、公述内容に係る質疑を終了させていただきます。

【6 閉会】

以上